

第2次埼玉西部消防組合総合計画

令和7年度～令和16年度

(2025～2034)

守れ 我がまち 地域に確かな安心を！

埼玉西部消防組合

目 次

ページ

1 はじめに

(1) 埼玉西部消防組合の概要	1
(2) 総合計画策定の趣旨	2
(3) 総合計画の構成	2
(4) 総合計画の期間	3
(5) 総合計画の進行管理	4

2 消防組合の現況

(1) 管内人口及び面積	6
(2) 管内の将来人口推計	6
(3) 組織機構図	7
(4) 消防庁舎の状況	8
(5) 消防自動車等の運用状況	10
(6) 災害発生状況	11
(7) 救急出動状況	11
(8) 職員数の予測値	12
(9) 消防予算の概要	12
(10) 議会、委員会及び委員	13

3 消防組合の課題

4 将来目標と取組方針

(1) 10年後の目標	15
(2) 目標達成に向けた取組方針	15

5 施策の体系

(1) 施策体系の見方	16
(2) 施策の体系図	17

6 分野別基本方針と施策

分野別基本方針と施策の見方	18
第1章 消防・救急体制の充実強化	20
第1節 消防活動体制の強化	20
第2節 救急活動体制の強化	22
第3節 消防通信体制の強化	24
第2章 大規模災害対応力の強化	26
第1節 関係機関との連携強化	26
第3章 予防行政の推進	28
第1節 火災予防対策の推進	28
第4章 消防施設の整備	30
第1節 消防施設の長寿命化	30
第5章 組織運営の充実強化	32
第1節 組織力の強化	32
第2節 健全な財政運営の推進	34
用語の説明	36
計画策定体制	39

(1) 埼玉西部消防組合の概要

埼玉西部消防組合（以下「消防組合」という。）は、所沢市、飯能市、狭山市、入間市及び日高市（以下「構成市」という。）の5市で構成され、常備消防に関する事務や火薬類取締法等に基づく事務を共同処理するために、平成25年（2013年）4月1日に設立した一部事務組合※¹です。

消防組合の管轄（以下「管内」という。）は、人口約76万8千人、面積406.32km²で、東京都心から50km圏に位置しており、外秩父（そとちちぶ）山地から高麗・加治・狭山などの丘陵を経て、武蔵野台地へと続く豊かな自然に恵まれた地域です。

消防組合は、1局5署14分署体制で、消防自動車50台、救急自動車23台、職員875人の政令指定都市※²並みの消防組織として、市民の安全・安心を守るため日々活動しています。

社会環境や市民のニーズが大きく変化している中、令和6年度から指令業務の共同運用を開始するなど、消防体制の充実・強化を計画的に進め、そのスケールメリットを最大限に活用した組織運営を展開しています。



(2) 総合計画策定の趣旨

消防組合では、火災、救助等の災害や救急要請に対処するため、現有消防力の更なる充実・強化を図りながら、市民の目線に立った消防行政サービスを提供するとともに、円滑な行財政運営に努めてきました。

一方で、建物の大規模化・高層化、社会における高齢化の進展、自然災害の甚大化など、消防を取り巻く環境も大きく変化していることから、市民のニーズに応じた組織体制を整備し、効果的かつ効率的な事業を推進することが求められています。

また、地方自治体の財政状況については、生産年齢人口^{※3}の減少等により、市税収入の増加が容易に見込めない一方で、高齢化に伴う社会保障関係費が増加傾向にあります。

消防組合は、構成市からの負担金を主な財源としていることから、事業の重要度、緊急度を的確に判断し、第1次総合計画の検証を踏まえた質の高い行財政運営を進めなければなりません。

こうした様々な状況を勘案した上で、先見性のある力強い組織体制を築き、76万市民の生命、身体及び財産を災害から守るため、中長期的な視点に立った第2次総合計画を策定するものです。

(3) 総合計画の構成

消防は、国民の生命、身体及び財産を火災などの災害から守るとともに、これらの災害による被害を軽減することを主な任務としています。

こうした消防防災分野に特化した消防組合の総合計画は、基本計画と実施計画の2層構造としています。

1層目の基本計画は、消防組合の現況と課題を踏まえ、将来目標とその目標を実現するための取組方針を示すとともに、将来目標と取組方針をより具体的なものとするため、分野ごとに施策の基本的な方向性を示す基本方針と施策、さらに施策を展開するための主なとりくみを示しています。

2層目の実施計画は、基本計画に掲げる主なとりくみを具現化するための事務事業について、実施の時期や実施に当たっての具体的な方策、事業費の見込額などを示しています。

このように、総合計画を簡素な構成とすることで、基本計画と実施計画の位置付けや役割を明確にし、分かりやすく実践的な計画としています。

(4) 総合計画の期間

① 基本計画（令和 7（2025）年度～令和 16（2034）年度）

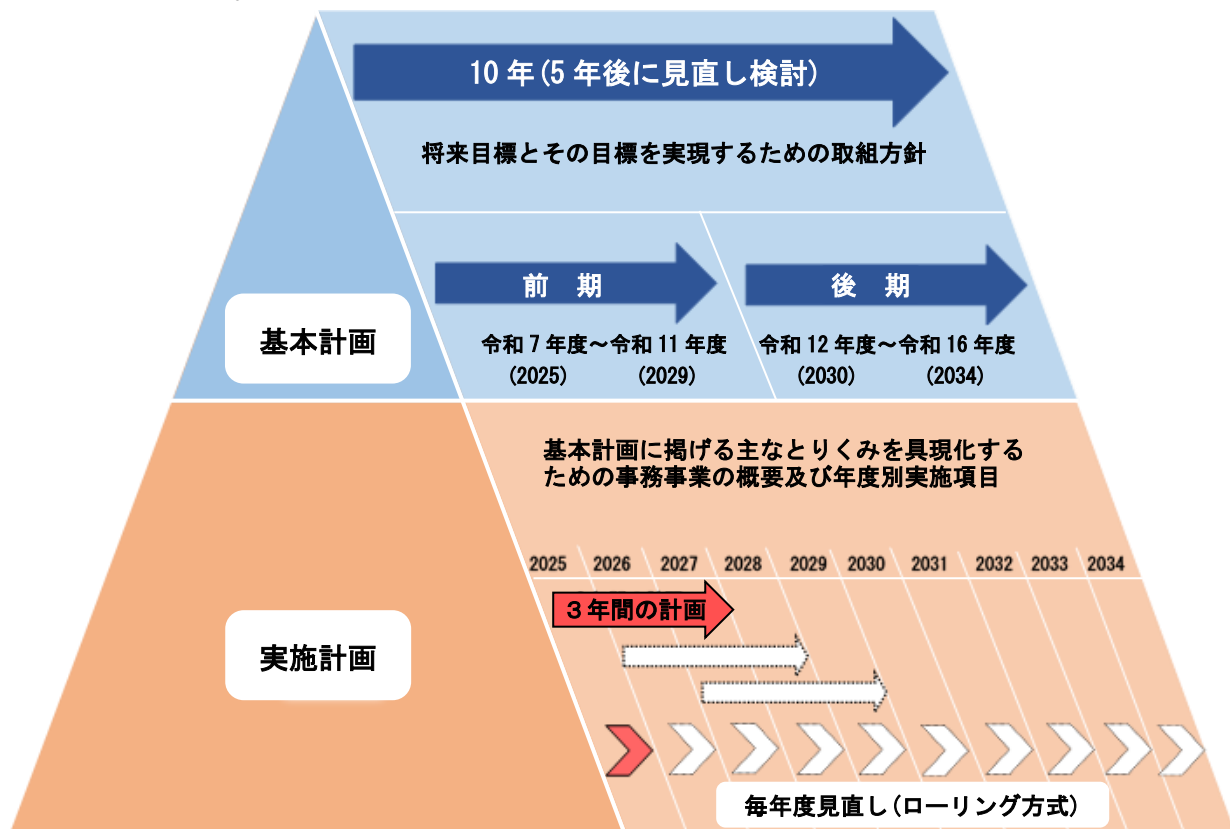
消防力（人材・施設・装備・水利）の適正化による市民サービスの確保や行財政運営の効率化を図り、広域化のスケールメリットをより発揮するためには、組織として幅広い視野を持ち、計画的に事業を進める必要があります。

こうした事業の実施は、市民のニーズ、構成市及び議会の動向、社会情勢の変化などを注視しつつ、長期的な視点で取り組むことにより事業の精度が高まるほか、経費の平準化につながることから、第 2 次基本計画の期間についても、第 1 次総合計画・基本計画と同様に 10 年（令和 7（2025）年度から令和 16（2034）年度まで）としています。

なお、第 2 次基本計画策定から 5 年を経過した時点で、社会・経済情勢の変化や各種計画の進捗状況を踏まえ見直しの要否について検討し、必要があると判断したときは見直しを行います。

② 実施計画（毎年度見直し）

実施計画の計画期間は、社会・経済情勢や消防を取り巻く環境の変化に的確に対応し、計画推進をより確かなものとするために 3 年間とし毎年度見直しを行います。



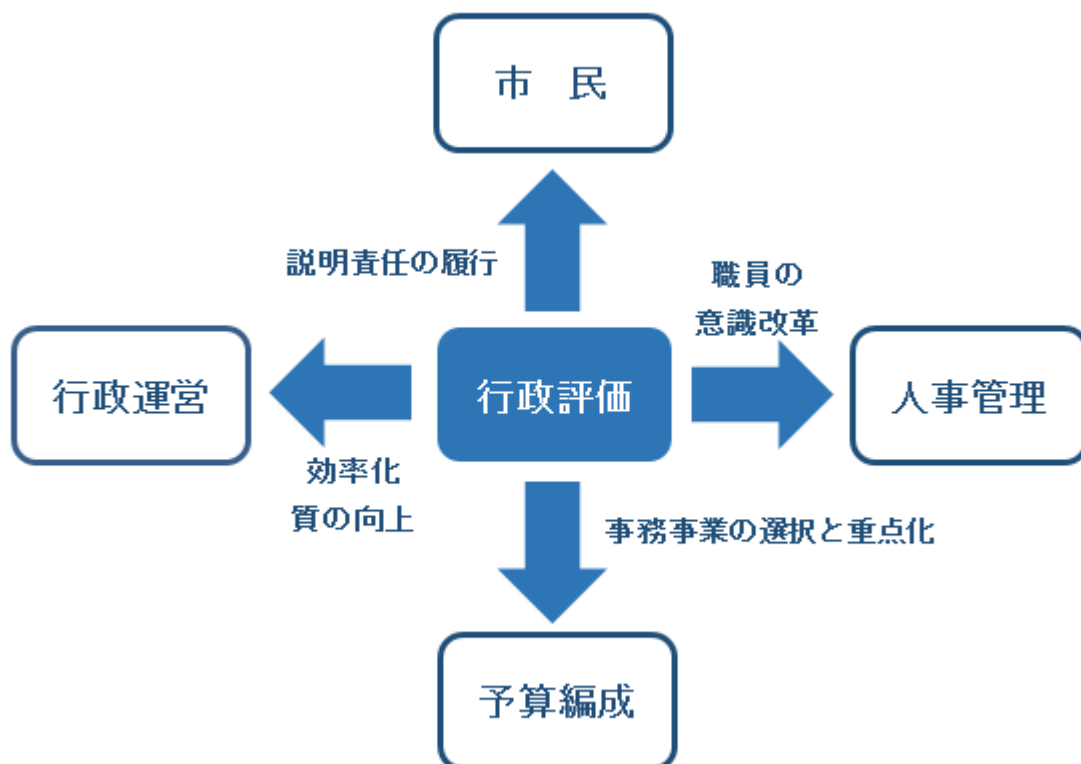
(5) 総合計画の進行管理

総合計画の着実な推進とその実効性を確保していくためには、総合計画に位置付けられた施策や事務事業の進行管理を適切に行い、その成果を消防組合の行政運営に反映していくことが必要です。

このため総合計画は、行政評価※⁴システムを活用した PDCA サイクル（Plan：計画 ⇒ Do：実行 ⇒ Check：評価 ⇒ Action：改善）による進行管理を継続的に行うことにより、効率的かつ効果的な消防行政の推進と市民への説明責任を果たします。

① 行政評価システムを活用するメリット

- 成果を重視した評価による消防行政運営の効率化及び質の向上
- 事務事業の選択と重点化による経営資源（人材・予算・施設・装備）の最適配分
- 市民への説明責任と消防行政の透明性の確保
- 組織の自律的な活動と職員の意識改革



② 行政評価の構成

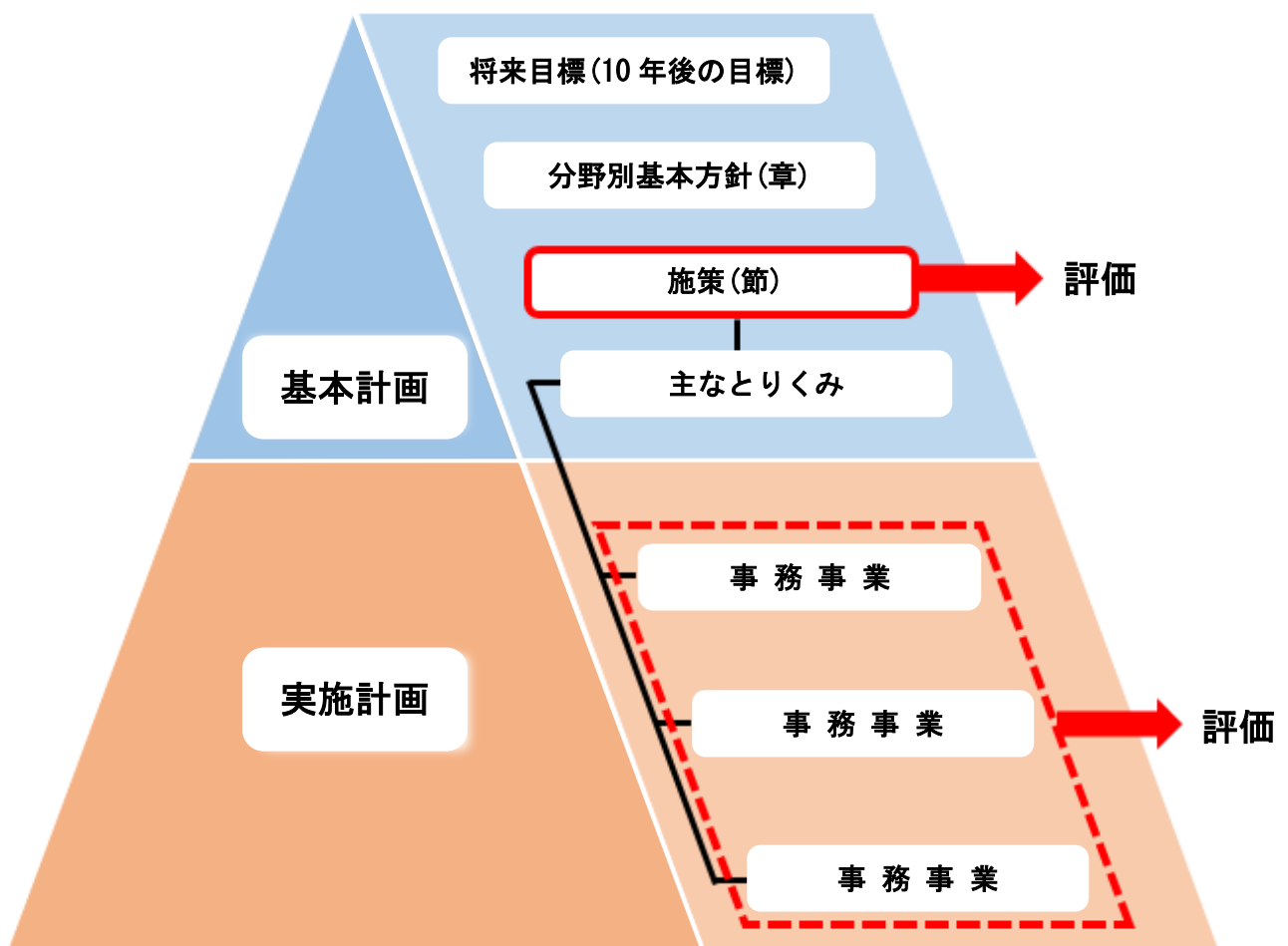
総合計画の構成は、基本計画と実施計画の2層構造としていることから、基本計画に掲げる「施策」と実施計画に掲げる「事務事業」の2つを行政評価の対象とし、毎年度評価を行います。

● 施策評価

各施策の進捗状況（成果の達成状況）を評価し、事務事業の評価と併せて次期基本計画に反映させます。

● 事務事業評価

各事務事業の実施状況（成果の達成状況）を評価し、次年度の事業計画と予算に反映させます。



2

消防組合の現況

(1) 管内人口及び面積

令和6年4月1日現在

構成市	人 口	面 積
所 沢 市	342,671 人	72.11 km ²
飯 能 市	78,278 人	193.05 km ²
狭 山 市	148,466 人	48.99 km ²
入 間 市	144,262 人	44.69 km ²
日 高 市	54,324 人	47.48 km ²
合 計	768,001 人	406.32 km ²

(2) 管内の将来人口推計

管内の将来人口について、消防組合が独自に埼玉県の市町村別将来人口推計ツール^{※5}を活用し推計しますと、令和6年度に768,001人であった人口が、令和12年度に727,897人（令和6年度比40,104人減）、令和16年度には701,541人（令和6年度比66,460人減）まで減少する見通しです。

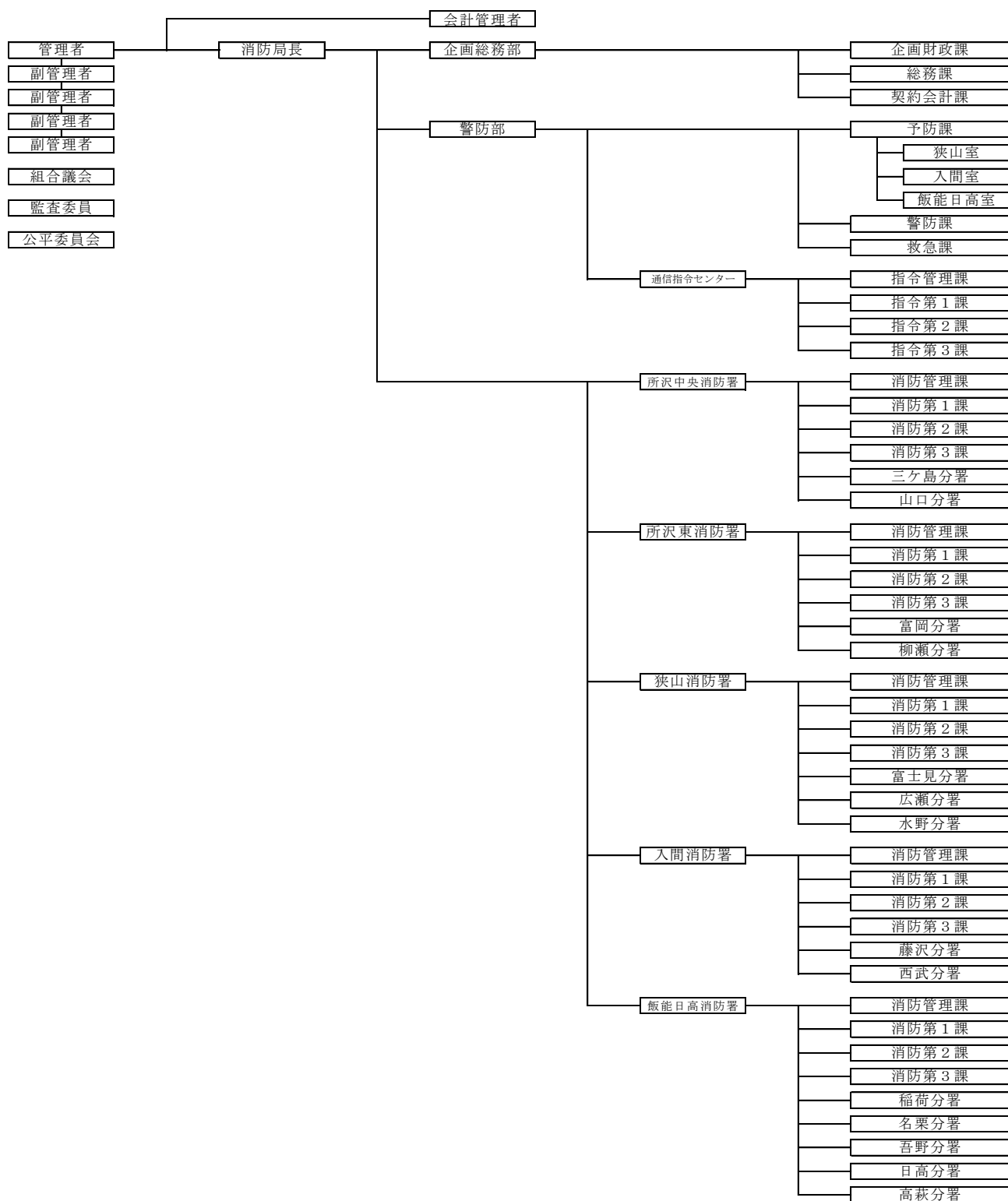
単位：人

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度	令和 14年度	令和 15年度	令和 16年度
総数	768,001	754,070	748,836	743,602	738,368	733,134	727,897	721,308	714,719	708,130	701,541
所沢市	342,671	339,664	338,377	337,090	335,803	334,516	333,226	331,308	329,390	327,472	325,554
飯能市	78,278	79,078	78,648	78,218	77,788	77,358	76,927	76,344	75,761	75,178	74,595
狭山市	148,466	142,836	141,324	139,812	138,300	136,788	135,274	133,519	131,764	130,009	128,254
入間市	144,262	140,616	139,281	137,946	136,611	135,276	133,942	132,353	130,764	129,175	127,586
日高市	54,324	51,876	51,206	50,536	49,866	49,196	48,528	47,784	47,040	46,296	45,552

(3) 組織機構図

消防組合の管理者及び副管理者は、構成市の市長をもって充てられ、消防局は2部1センター10課3室、消防署は5消防署20課14分署で組織されています。

令和6年4月1日現在



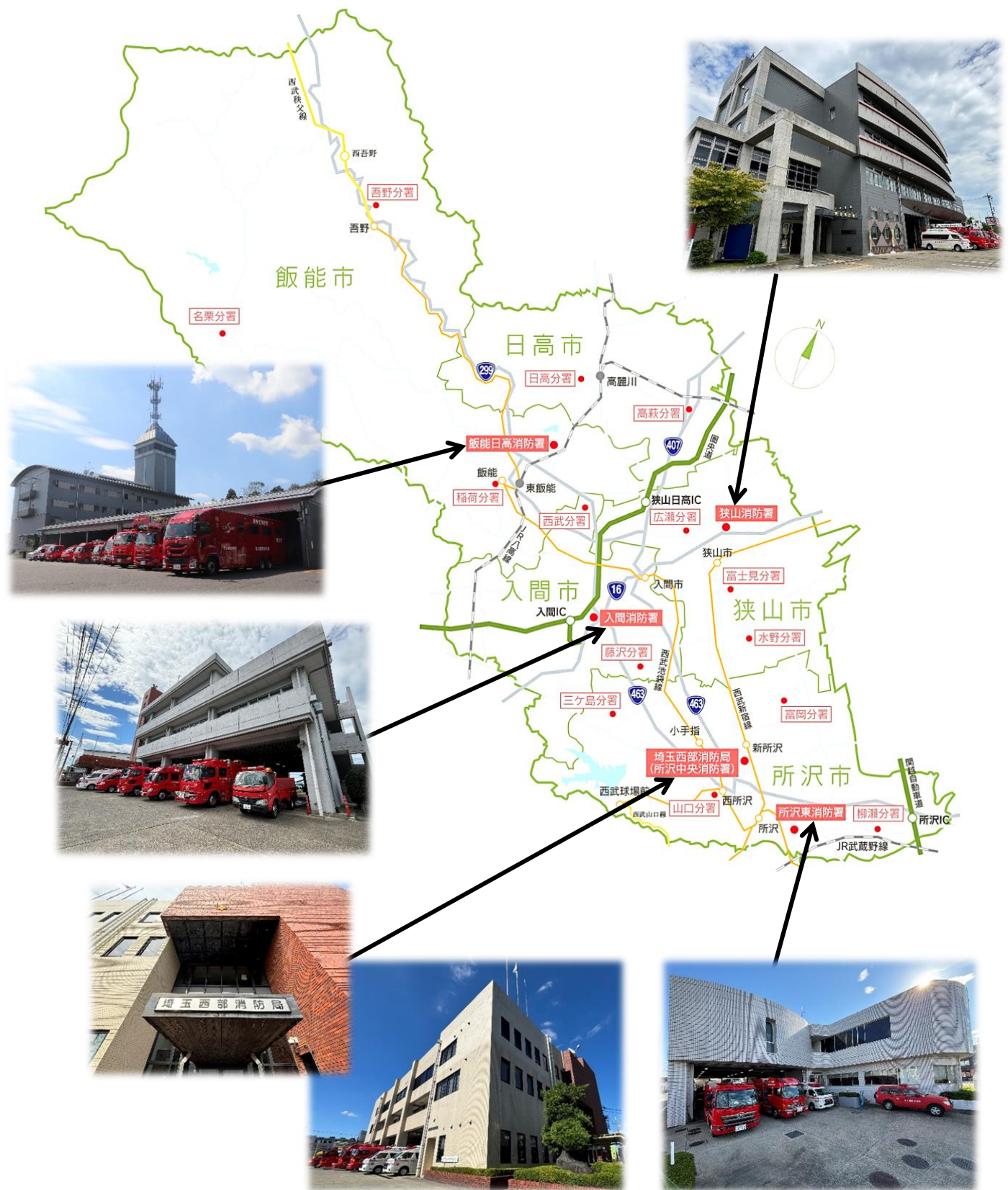
(4) 消防庁舎の状況

管内には、消防局（所沢中央消防署を含む。）のほか、4消防署及び14分署の消防庁舎が配置されています。

令和6年4月1日現在

名 称		所在地	構 造	竣工 年月日	面 積 (㎡)	
					敷地面積 (借地含む)	延面積
消防局	消 防 局	所沢市けやき台 一丁目13番地の11	鉄筋コンクリート造 3階建	S54.3.20	4,062.05	2,928.96
	消 防 局 第 二 庁 舎	所沢市けやき台 一丁目13番地の10	鉄骨造 2階建	H19.1.1	551.00	520.40
所沢中央消防署	所 沢 中 央 消 防 署	所沢市けやき台 一丁目13番地の11	消防局と同様			
	三 ヶ 島 分 署	所沢市北野 三丁目23番地の2	鉄筋コンクリート造 2階建	S63.9.30	6,347.03	905.66
	山 口 分 署	所沢市大字山口 182番地の2	鉄筋コンクリート造 2階建	S60.2.28	669.77	687.80
所沢東消防署	所 沢 東 消 防 署	所沢市大字上安松 974番地の1	鉄筋コンクリート造 2階建	H3.3.30	1,572.78	1,352.24
	富 岡 分 署	所沢市大字神米金 256番地の4	鉄筋コンクリート造 2階建	H6.11.30	1,758.78	1,026.07
	柳 瀬 分 署	所沢市東所沢 四丁目12番地の2	鉄筋コンクリート造 2階建	S56.2.28	1,229.33	675.27
狭山消防署	狭 山 消 防 署	狭山市大字上奥富 1172番地	鉄筋コンクリート造 4階建	H9.12.25	6,072.04	4,457.29
	富 士 見 分 署	狭山市中央 四丁目15番10号	鉄筋コンクリート造 2階建	S48.8.1	1,559.59	371.00
	広 瀬 分 署	狭山市広瀬 二丁目3番30号	鉄筋コンクリート造 2階建	S54.9.11	1,498.61	518.52
	水 野 分 署	狭山市大字水野 15番地1	鉄筋コンクリート造 2階建	S58.3.10	1,643.00	550.19
入間消防署	入 間 消 防 署	入間市大字小谷田 581番地	鉄筋コンクリート造 3階建	S57.6.30	3,969.56	2,079.14
	藤 沢 分 署	入間市下藤沢 五丁目20番地14	鉄筋コンクリート造 2階建	S61.3.10	984.14	630.75
	西 武 分 署	入間市大字野田 2182番地	鉄筋コンクリート造 2階建	S63.3.31	1,288.37	556.92
飯能日高消防署	飯 能 日 高 消 防 署	飯能市大字小久保 291番地	鉄筋コンクリート造 4階建	H8.3.6	24,287.08	5,610.52
	稲 荷 分 署	飯能市稲荷町 1番1号	鉄骨造 2階建	H29.3.6	1,190.02	698.79
	名 栗 分 署	飯能市大字下名栗 846番地2	木造（一部鉄骨） 2階建	H12.1.27	600.00	345.69
	吾 野 分 署	飯能市大字坂石 283番地1	鉄骨造 2階建	H14.2.28	1,477.77	358.65
	日 高 分 署	日高市大字猿田 57番地	鉄筋コンクリート造 2階建	S51.10.1	3,109.69	1,419.11
	高 萩 分 署	日高市大字高萩 1007番地1	鉄骨造 平屋建	H14.2.28	1,700.14	367.30

署所の配置状況



(5) 消防自動車等の運用状況

令和6年4月1日現在（単位：台）

	指揮車	消防ポンプ自動車 (水槽付含む)	はしご自動車	化学消防車	救急自動車	救助工作車
所沢中央消防署	1	2	1		3	1
三ヶ島分署		2			1	
山口分署		2			1	
所沢東消防署	1	2	1		2	1
富岡分署		2			1	
柳瀬分署		1		1	1	
狭山消防署	1	2	1		2	1
富士見分署		1		1	1	
広瀬分署		2			1	
水野分署		2			1	
入間消防署	1	1	1	1	1	1
藤沢分署		2			1	
西武分署		2			1	
飯能日高消防署	1	2	1		1	1
稲荷分署		2			1	
名栗分署		1			1	
吾野分署		1			1	
日高分署		1		1	1	
高萩分署		1			1	
合 計	5	31	5	4	23	5

※ 特殊車両（小型動力ポンプ付水槽車、山岳・水難救助対応車、拠点機能形成車等）、指令車、非常用自動車及びその他の車両は、乗換運用している状況に鑑み計上していません。

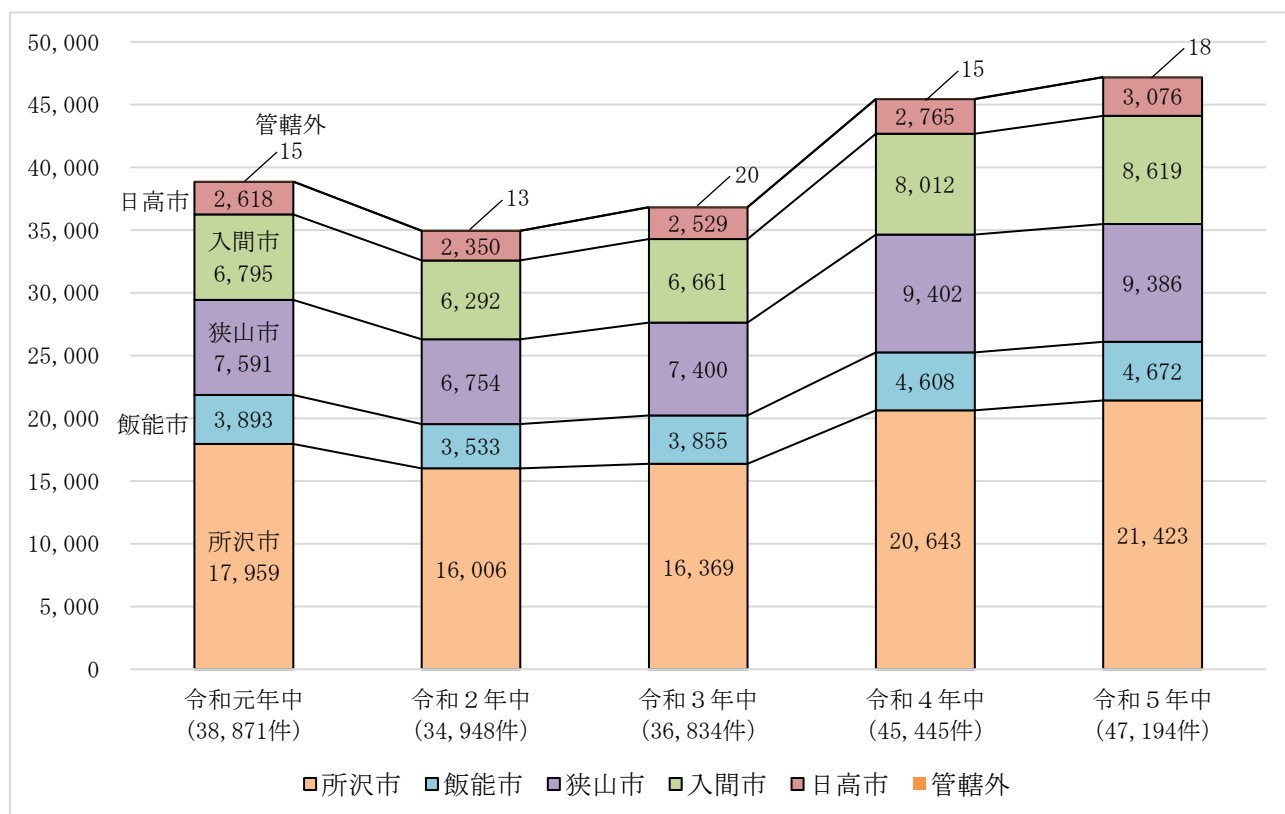


所沢東消防署柳瀬分署配置の化学消防車

(6) 災害発生状況（令和元年～令和5年中・原因別）（単位：件）

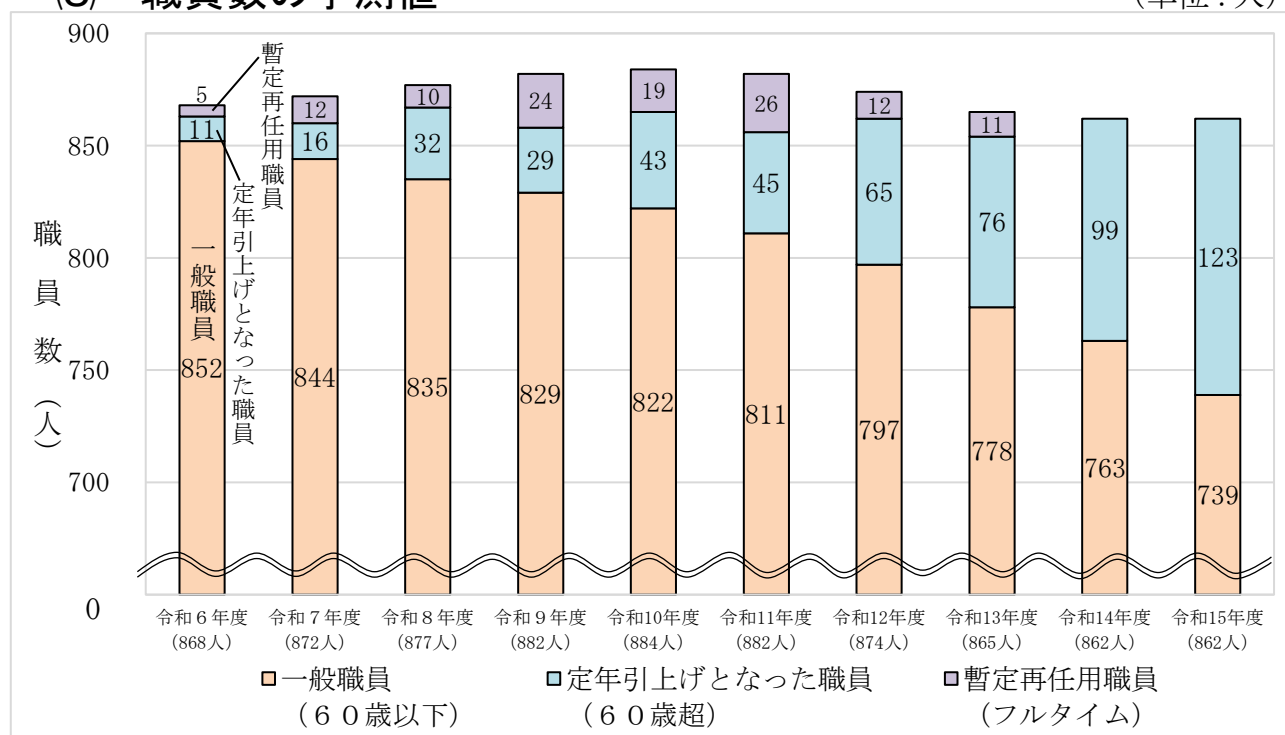
年別		令和元年中	令和2年中	令和3年中	令和4年中	令和5年中
火災	建物火災	104	104	93	92	87
	車両火災	19	13	21	21	24
	林野火災	3	0	0	0	1
	その他	51	52	56	40	63
	合 計	177	169	170	153	175
救助	交通事故	36	37	47	44	41
	建物等による事故	235	250	272	333	368
	山岳・水難事故	26	31	41	34	33
	その他	175	153	201	232	286
	合 計	472	471	561	643	728

(7) 救急出動状況（令和元年～令和5年中・構成市別）（単位：件）



(8) 職員数の予測値

(単位：人)



※ 職員数は、令和6年4月1日時点の実員数を基とし、毎年度、定年引上げ※⁶となった職員及び暫定再任用職員※⁷に一定数の自己都合退職が生じるものとして算出しています。

(9) 消防予算の概要（令和2年度～令和6年度）

(単位：千円、%)

	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
所沢市	① 一般会計	106,400,000	107,400,000	110,330,000	114,830,000	121,641,000
	② 消防費	3,864,922	3,842,521	3,819,724	3,910,098	3,921,326
	③	180,298	244,834	302,179	236,644	179,412
	④ 割合	3.8	3.8	3.7	3.6	3.4
飯能市	① 一般会計	29,800,000	30,100,000	29,500,000	29,600,000	30,450,000
	② 消防費	1,117,740	1,104,404	1,100,515	1,125,753	1,139,692
	③	552,068	204,161	196,840	214,215	208,131
	④ 割合	5.6	4.3	4.4	4.5	4.4
狭山市	① 一般会計	48,202,000	47,252,000	48,220,000	49,516,000	53,547,000
	② 消防費	1,852,936	1,864,415	1,796,369	1,807,587	1,824,540
	③	324,643	367,258	473,564	251,621	306,213
	④ 割合	4.5	4.7	4.7	4.2	4.0
入間市	① 一般会計	43,951,000	44,165,000	45,010,000	48,010,000	51,235,000
	② 消防費	1,810,672	1,832,777	1,806,664	1,816,435	1,833,724
	③	119,726	90,949	86,544	125,870	178,988
	④ 割合	4.4	4.4	4.2	4.0	3.9
日高市	① 一般会計	18,710,000	19,640,000	18,790,000	20,290,000	24,160,000
	② 消防費	765,244	767,764	747,372	771,665	787,408
	③	77,790	50,291	65,829	72,070	52,827
	④ 割合	4.5	4.2	4.3	4.2	3.5
総額	②	9,411,514	9,411,881	9,270,644	9,431,538	9,506,690
	③	1,254,525	957,493	1,124,956	900,420	925,571
	④	4.3	4.2	4.1	3.9	3.7

※ 表の①は構成市の一般会計予算、②は常備消防費、③は非常備消防費・その他の消防費、④は一般会計に占める消防費の割合を示しています。

(10) 議会、委員会及び委員

● 埼玉西部消防組合議会

埼玉西部消防組合議会（以下「議会」という。）は、構成市の各市議会から選出された16名の議員（所沢市6名、飯能市2名、狭山市3名、入間市3名、日高市2名）で構成されている消防組合の議決機関で、年2回開かれる定例会と必要に応じて開催される臨時会があります。

消防組合の基本的な施策や大きな事業は、議会の議決や同意が必要となり、条例や予算についても議会が審議し最終決定を行います。

また、消防行政全般にわたり一般質問を行います。

● 議会の委員会

議会では、議会運営委員会（定数6名）が設置されており、議会の議事運営に関することや議長の諮問事項などについて審査しています。

また、特に重要な案件の調査を扱う場合など必要に応じて特別委員会が設置されます。

● 監査委員

消防組合の監査委員は、識見を有する者から選出された委員と議会議員から選出された委員の2名です。監査委員は、議会の同意を得て組合管理者が選任する必置の執行機関で、消防組合の財務に関する事務の執行が適正に行われているか、消防組合の行政事務が効果的・合理的に行われているかなどを監査します。

監査の結果は、議会と組合管理者に提出され、併せて公表となります。

また、結果報告に添えて意見書を提出します。

● 公平委員会

公平委員会は、地方公務員法に基づき人事行政の公正・中立な運営のために埼玉西部消防組合公平委員会設置条例により設置され、議会の同意を得て組合管理者が3名を選任します。

公平委員会などの行政委員会は、独立した執行権限を持ち、自ら意思決定し管理執行することで行政運営の公正を保っています。

近年では、大規模地震や局地的な集中豪雨等の甚大な被害を及ぼす自然災害が増加しているほか、予期せぬパンデミック^{※8}の発生など、これまでの消防体制では対応困難となる事象が度々発生しています。このように大きく変化している社会環境を鑑みると、これまで以上に強固で、かつ、時代に即した柔軟な消防活動体制の整備が必要となります。

また、2025年問題とも称される社会における高齢化の進展においては、救急需要の増加が続いているほか、住宅火災等における高齢者への対策など、その時々の課題に目を向けた対応が求められています。加えて、首都直下地震^{※9}や南海トラフ地震^{※10}の発生が危惧されていることから、構成市や近隣消防など、関係機関と連携を図りながら十分な備えをしていくことが必要となります。

一方で、消防組合は構成市からの負担金を主な財源としているため、生産年齢人口減少等により税収減が懸念されることや、高齢化に伴う社会保障関係費の増加という観点から、構成市からの負担金の増加を抑えるとともに、多額の費用を必要とする消防施設の整備・改修など、事業の優先度を適宜見直し、これまで以上に効率的な組織運営をしていかなければなりません。

他方、令和5年度からの定年引上げにより、職員の年齢構成が変化していくことから、ベテラン職員の知識と経験を効果的に消防活動力へ反映・継承していく必要があるほか、一部事務組合としての行政事務を牽引^{けんいん}できる次世代リーダーの育成、女性職員がこれまで以上に活躍できる職場体制の整備など、総合計画の第2ステージに入り、新規に取り組む課題は多岐に渡っています。

重点的に取り組む課題

- 複雑多様化する火災や事故、増加する救急需要などに備え、適正な消防・救急活動体制の整備が必要です。
- 今後発生が危惧されている首都直下地震などの大規模災害に対応できる消防防災体制の充実・強化が必要です。
- 消防施設の長寿命化を図り、防災拠点施設としての機能を維持するとともに、施設維持に係る費用の平準化が必要です。
- 安定的な消防行政運営を推進するため、業務遂行能力の高い人材育成と個々の能力開発による組織の活性化が必要です。

(1) 10年後の目標

10年後の目標は、消防組合の現況と課題を踏まえ次のとおりとします。

- 人口動態及び消防救急需要を見据えた消防力の整備・配置
- 首都直下地震などの大規模災害に備えた災害対応力の充実・強化
- 消防施設の総合的かつ計画的な管理の推進
- 職種、階層、専門性等に応じた能力を発揮できる職員の育成

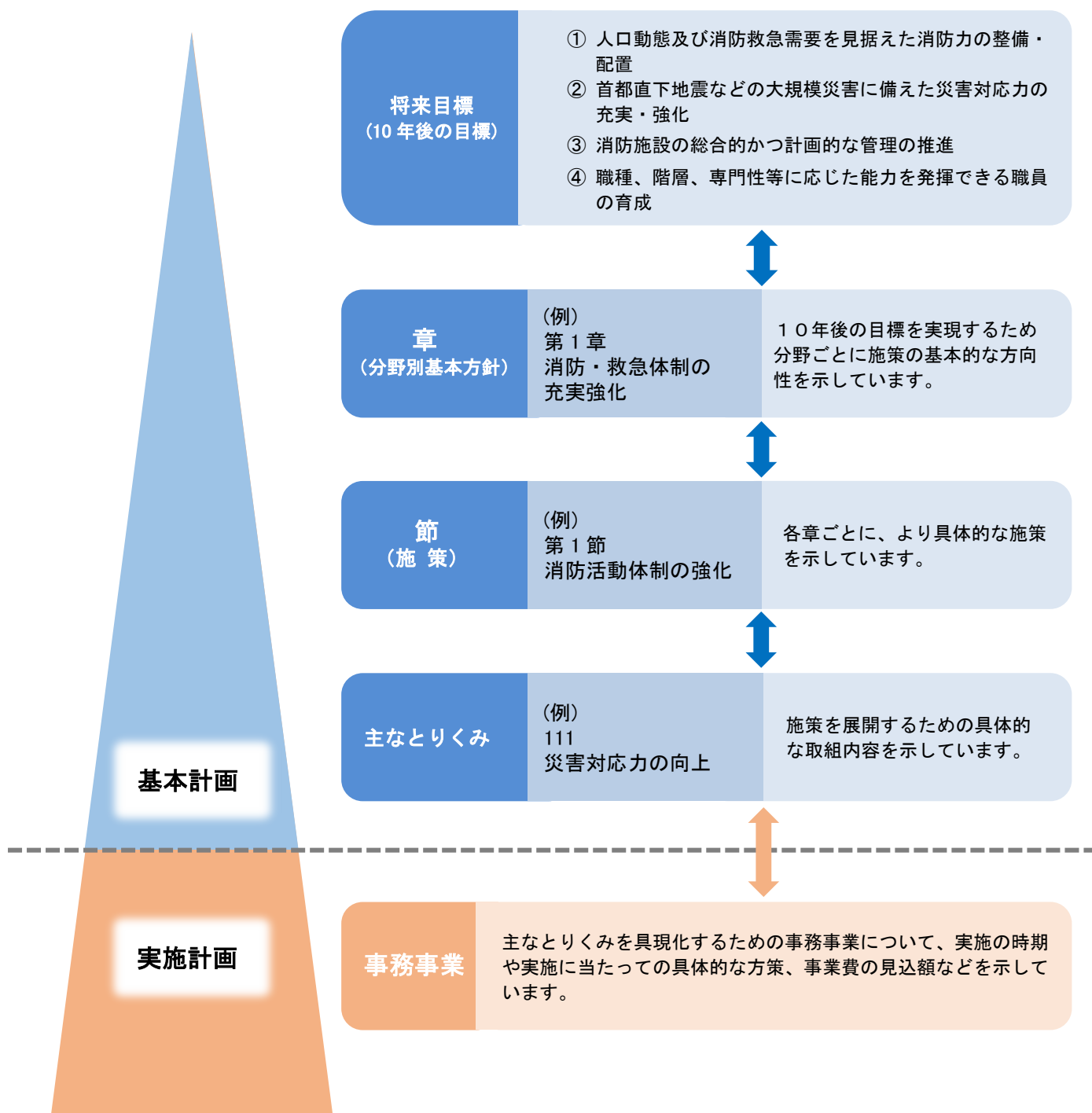
(2) 目標達成に向けた取組方針

10年後の目標を達成するため、次のとおり取組を進めていきます。

- 社会環境の変化に適応できる消防力の体制強化及び適正配置を図るとともに、活動部隊の高度化・専門化を推進します。
- 災害応急対策に係る施設、資機材等の整備を計画的に進め、関係機関との連携強化を図ります。
- 「公共施設等総合管理計画」に基づき、災害拠点施設としての機能を維持するため、経費の平準化に努めながら計画的な予防保全を行い、施設の長寿命化を図ります。
- 「人材育成基本方針」に基づき、政策・法務能力^{※11}の高いリーダー職員の育成及び定年引上げを考慮したキャリアパス^{※12}の形成を推進します。



(1) 施策体系の見方



(2) 施策の体系図

章（分野別基本方針）	節（施策）	主なとりくみ
1 消防・救急体制の充実強化	1 消防活動体制の強化	111 災害対応力の向上
		112 消防車両等の整備・配置
		113 消防水利の管理
	2 救急活動体制の強化	121 救急業務の高度化
		122 救急車両等の整備・配置
		123 応急手当等の普及促進
	3 消防通信体制の強化	131 通信指令業務の効率的運用
		132 通信指令機器等の整備
2 大規模災害対応力の強化	1 関係機関との連携強化	211 災害応急対応の整備
3 予防行政の推進	1 火災予防対策の推進	311 火災予防の推進
		312 防火対象物の査察・違反是正の推進
4 消防施設の整備	1 消防施設の長寿命化	411 消防施設の適正管理
5 組織運営の充実強化	1 組織力の強化	511 業務執行体制の整備
		512 人材育成の推進
	2 健全な財政運営の推進	521 計画的財政運営の推進

【 第 1 章 消防・救急体制の充実強化：第 1 節 消防活動体制の強化：1 1 1 災害対応力の向上 】

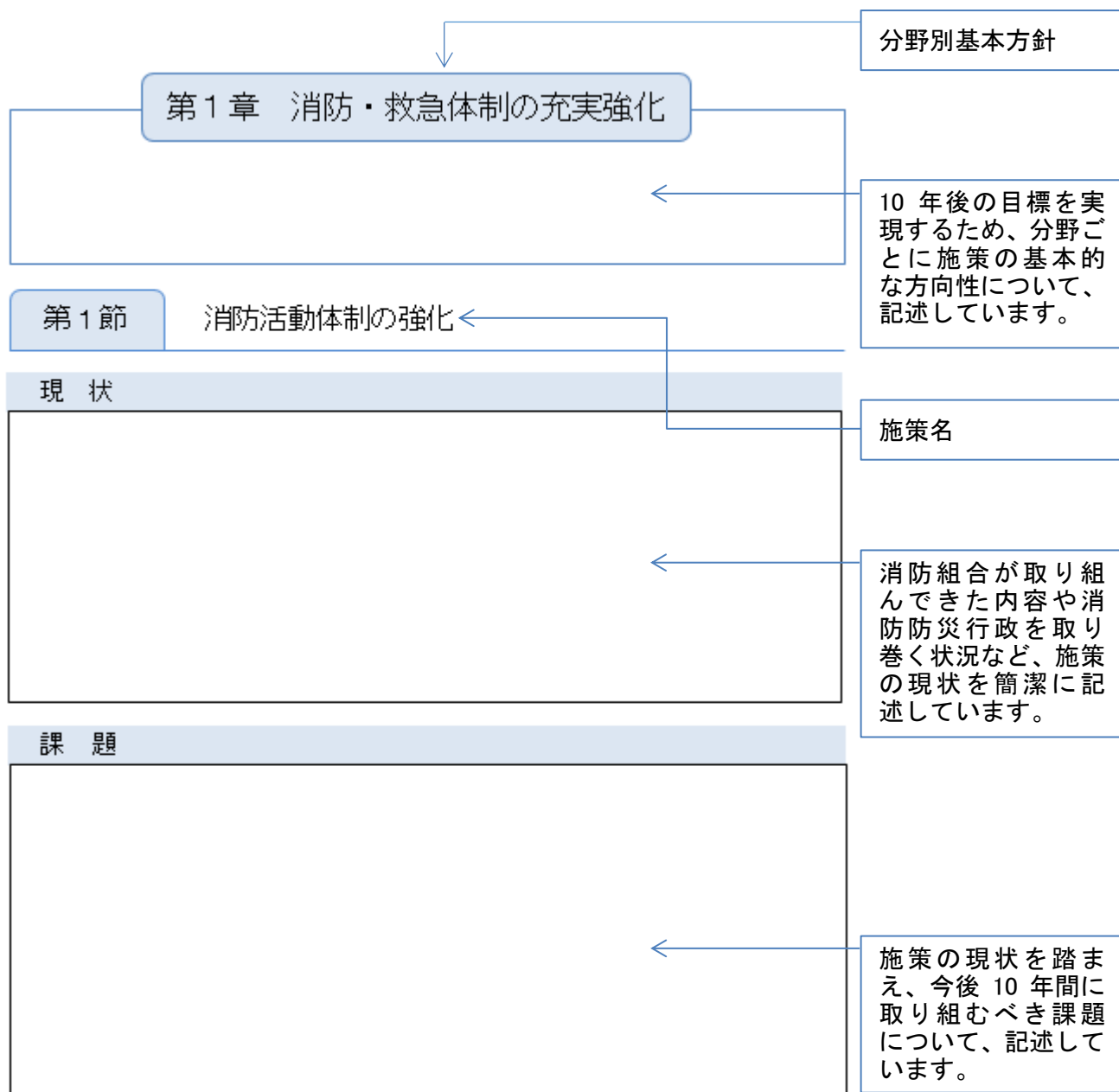


災害対応用ドローンによる情報収集



水難救助隊による救出訓練

分野別基本方針と施策の見方



主なとりくみ

111 災害対応力の向上 ←

例示：「111 災害 対応力の向上」は、第 1 章「消防・救急体制の充実強化」、第 1 節「消防活動体制の強化」の施策を展開するための主なとりくみについて、1 から通し番号を振って記述しています。

112 消防車両等の整備・配置

主なとりくみの内容について、記述しています。

113 消防水利の管理

施策をどの程度実施するか指標を用いて示しています。

「基準値」：目標値設定の基準となる数値を示しています。

「目標値」：施策の進捗状況を測るため、令和 7 年度から 5 年後の令和 11 年度と 10 年後の令和 16 年度の目標値を示しています。

施策の目標

(単位：%)

項 目	内 容	基準値	目標値	
		5 年平均	R11 年度	R16 年度
				←

第1章 消防・救急体制の充実強化

複雑多様化・大規模化する災害及び増加する救急需要に迅速・的確に対応できる消防力を整備し、市民の安全・安心な暮らしを支える消防・救急活動体制を確立します。

第1節

消防活動体制の強化

現 状

火災件数や火災による死者数に大きな増減はないものの、高齢者における死者数の割合が依然として高い住宅火災や大規模化・高層化している建築物の火災などにおいて消火活動を円滑に遂行するため、隊員個々の能力向上や隊員間の連携強化に取り組んでいます。また、山岳事故や水難事故にも的確に対応するため、質の高い専門部隊を配置するなどの活動部隊の増強、消防車両や各種資機材の計画的な整備、組織のスケールメリットを生かした特殊車両の配置など、ハード面における消防力の充実強化を図っています。

また、整備した資機材等を最大限に活用した効果的な消防活動を展開するため、警防に関する研修会や施設を活用した活動訓練を計画的に行い、総合的な消防力の強化に取り組んでいます。

課 題

- 各種災害に安全・確実・迅速に対応できる活動体制強化、効果的な部隊配置及び運用を行い、被害を最小限に抑えることが必要です。
- 複雑多様化する災害形態を見据え、活動部隊の高度化及び専門化による体制強化が必要です。
- 定年引上げとなった職員の活動負担を軽減し、その知識及び経験を最大限に活用できる環境整備が必要です。
- 災害時に確実・迅速に対応できる消防力を維持するため、消防車両及び各種資機材の計画的な整備が必要です。
- 消防水利の少ない地域における消防水利の設置など、計画的な消防水利の整備が必要です。

主なとりくみ

111

災害対応力の向上

- 人口動態や災害発生状況などを踏まえ、より効果的な消防力の整備・配置を行い、災害による被害を最小限に抑えます。
- 建物火災による損害を軽減するため、消防隊の連携訓練や消火技術の研究・検証を行い、火災に対する活動体制の強化を図ります。
- 災害種別や地域特性を踏まえた救助体制の強化や専門的知識を有する隊員の育成及び部隊活動力の向上に努めます。
- 訓練施設を活用した実践的な訓練や職員研修を実施するとともに、経験豊富なベテラン職員から若年層職員への知識及び技術の伝承に取り組みます。

112

消防車両等の整備・配置

- 消防車両等の整備計画に基づき更新整備を進めるとともに、消防活動の効率化及び安全性向上に配慮した消防資機材の整備を行います。

113

消防水利の管理

- 国の定める消防水利の基準及び管内の水利事情を勘案した消防水利の整備を進めます。

施策の目標

(単位: %)

項 目	内 容	基準値	目標値	
延焼率	延焼率とは、「建物から出火し別の建物へ燃え移った割合」で、消防活動体制を強化し、基準値以下の数値を目指すものです。	5年平均	R11年度	R16年度
		16.5	16.3	16.0

説明：基準値は、令和元年から令和5年までの5年間における管内で発生した火災の延焼率を鑑み算定しています。



消防活動訓練の様子

延焼率の推移		
消防組合	令和元年	19.2
	令和2年	18.2
	令和3年	13.9
	令和4年	16.3
	令和5年	14.9
	5年平均 (R1～R5)	<u>16.5</u>
全国	5年平均 (H30～R4)	<u>18.6</u>

第2節

救急活動体制の強化

現 状

近年の救急の状況は、社会における高齢化の進展、予期せぬパンデミックの発生など様々な要因により出動件数は増加傾向にあり、市民のニーズも多様化していることから、現有の救急体制の総力を挙げ活動に当たっています。

また、消防白書^{※13}においても、今後も、しばらくの間は救急需要増加の可能性が高いと示されており、救急活動時間延伸を抑制するとともに、救命率^{※14}の低下を防ぐ対策が必要とされています。このようなことから、消防組合では救急業務の高度化推進を重要な事業と位置付け、隊員の教育に力を入れるとともに、救急車等の計画的な整備・更新を行っています。また、救命率の向上に欠かせない、市民による応急手当の普及啓発も並行して行うことで、市民、救急隊及び医療機関が連携した地域となるよう、積極的に取り組んでいます。

課 題

- 高度化する救急救命処置を適切に実施するため、救急体制の充実強化と救急隊員等の養成・研修が必要です。
- 医療機関との連携によるメディカルコントロール体制^{※15}の更なる充実を図り、病院前救護体制の向上が必要です。
- 高規格救急自動車^{※16}や資機材等を効果的に活用できるよう、計画的な更新整備が必要です。
- 救命率を向上するためには、救急車到着までの市民による応急手当が重要であることから、多くの市民が救命講習等を受講できる環境の整備が必要です。
- 限られた救急車を真に救急搬送が必要な傷病者に対応させるには、救急車の適正利用についての啓発が必要です。



高規格救急自動車の更新整備



救急救命処置訓練の様子

主なとりくみ

121

救急業務の高度化

- 救急業務の高度化及び救急隊の効果的運用を推進するとともに、救急救命士の計画的な養成及び救急隊員等の再教育体制の充実を図ります。
- 指導救命士^{※17}が担う役割を明確化し、救急業務全般の質の向上に努めます。
- 医療機関等と連携したメディカルコントロール体制を推進し、適切な救急救命処置による社会復帰率の向上に努めます。

122

救急車両等の整備・配置

- 高規格救急自動車及び高度救命処置用資機材の整備計画に基づき更新整備を進め、救急業務の高度化に対応します。

123

応急手当等の普及促進

- 突然の心肺機能停止となった傷病者を救命するためには、救急車が到着するまでの市民による適切な処置が重要なことから、救命講習等の開催回数を増やし受講者数を増加させるなど、応急手当の普及啓発に取り組みます。
- 救急車の適正利用を啓発するため、消防組合ホームページ、救急キャンペーン^{※18}、SNSなどを利用し、市民に広報します。

施策の目標

(単位: %)

項 目	内 容	基準値	目標値	
社会復帰率	社会復帰率とは、「心肺機能停止傷病者のうち1か月後に社会復帰できた人の割合」で、救急活動体制を強化し、基準値以上の数値を目指すものです。	5年平均	R11年度	R16年度
		9.9	11.0	11.5

説明：この施策の目標における「社会復帰率」とは、心原性^{※19}かつ市民による目撃のあった心肺機能停止傷病者のうち1か月後に社会復帰できた人の割合です。基準値は、令和元年から令和5年までの5年間で、消防組合の救急隊が医療機関に搬送した心肺機能停止傷病者のうち、社会復帰した人の割合を鑑み算定しています。

社会復帰率の推移		
消防組合	令和元年	11.1
	令和2年	8.6
	令和3年	10.6
	令和4年	8.8
	令和5年	10.3
	5年平均(R1～R5)	<u>9.9</u>
全国	5年平均(H30～R4)	<u>7.8</u>

第3節

消防通信体制の強化

現 状

令和6年度から運用を開始した埼玉西部地域消防指令センターでは、埼玉西部消防局、坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部、比企広域消防本部、西入間広域消防組合消防本部の4消防本部による17市町村からの119番通報を一括して受信しており、高機能消防指令システム^{*20}を活用し、災害地点の特定、災害規模に応じた出動部隊の編成、災害支援情報の統制を行うとともに、情報共有化システム等によりリアルタイムで送られた映像などを有効活用できる通信指令体制が整備されています。また、音声通報が困難な聴覚・言語障がい者からの通報を携帯電話やスマートフォン（NET119^{*21}）、緊急通報システム及びファックス（FAX119^{*22}）で受付しています。加えて、スマートフォンで撮影した現場映像をリアルタイムで受信し、傷病者の状況を確認しながら、より適切な口頭指導^{*23}が可能になるLive119^{*24}を導入し、更なる市民サービスの向上に努めています。

課 題

- 指令管制員は様々な緊急通報を迅速・確実に処理するため、高機能消防指令システムの操作や無線運用、医学的知識など幅広い知識・技術が求められることから研修、教育及び訓練体制の充実が必要です。
- 大規模災害時に消防力を効果的に運用するため、災害現場情報を集約分析し、活動部隊等へ適切な情報支援をすることが必要です。
- 情報通信技術の進歩による、高度な指令管制の確立など国が示す消防指令業務を維持するとともに、システムの故障や不具合発生時に迅速に復旧できる保守体制の確立が必要です。
- 消防通信機器及び消防救急デジタル無線の耐用年数に応じた機器更新が必要です。



令和6年度から運用を開始した
埼玉西部地域消防指令センター

主なとりくみ

131

通信指令業務の効率的運用

- 多様な緊急通報を迅速・的確に処理する高度な指令管制技術を習得するため、先進機関での研修、教育及び訓練体制の充実に努めます。
- 傷病者の緊急度・重症度を正確に判断し、効果的な口頭指導ができるよう、管内医療機関の研修会などに出席し、医学的知識の向上に努めます。
- 大規模災害時は、映像伝送装置による災害状況の動画や静止画を集約分析し、災害実態を早期に把握することで、活動部隊の効果的な運用を行います。

132

通信指令機器等の整備

- 緊急通報の受信や円滑な部隊運用を安定して行うため、常に稼働状態である消防通信機器の保守体制を確保します。
- 消防を取り巻く環境の変化や市民のニーズに的確に対応するため、情報通信技術の進歩に伴う指令機器の整備について、調査研究を行います。
- 消防通信機器の整備計画に基づき、消防通信機器及び消防救急デジタル無線の耐用年数に応じた機器を更新します。

施策の目標

(単位：%)

項 目	内 容	基準値	目標値	
心肺機能停止傷病者 対応への口頭指導	口頭指導とは、「通報者等へ口頭指導を行い、応急手当が実施された割合」で、消防通信体制を強化し、基準値以上の数値を目指すものです。	5年平均	R11年度	R16年度
		39.6	45.0	50.0

説明：目標の内容としている「通報者等へ口頭指導を行い、応急手当が実施された割合」とは、心肺機能停止傷病者数（移行のおそれを含む。）のうち、指令管制員が119番通報の内容から心肺機能停止傷病者と判断して、指令管制員の口頭指導により通報者等が応急手当を実施した割合です。

基準値は、令和元年から令和5年までの5年間で指令管制員の口頭指導により、通報者等が応急手当を実施した割合を鑑み算定しています。

口頭指導による応急手当 実施率の推移		
消 防 組 合	令和元年	39.7
	令和2年	44.1
	令和3年	37.8
	令和4年	36.5
	令和5年	40.1
	5年平均 (R1～R5)	<u>39.6</u>

第2章 大規模災害対応力の強化

大規模災害に対応するため、防災関係機関との連携を強化するとともに、近隣消防本部、民間企業等との応援協定の締結など、体制の強化を図ります。

第1節

関係機関との連携強化

現 状

近年では、大規模化する地震や局地的豪雨等の風水害など、自然災害が激甚化・頻発化し、各地で甚大な被害が発生しています。また、首都直下地震をはじめ南海トラフ地震等の大規模地震の発生が危惧されていることや、管内においても立川断層帯（立川断層及び名栗断層）が存在することから、消防・救助活動体制強化の一環として、飯能日高消防署及び所沢中央消防署三ヶ島分署に自家給油施設を設置したほか、災害対策用資機材の導入や災害対策用備蓄品を計画的に整備しています。さらに、大規模災害を想定した合同訓練などに参加するなど、ハード・ソフトの両面から災害応急体制の強化を図っています。

また、消防組合と構成市は、地域防災力を向上させるため、防災担当者間の連絡調整会議等により、各消防団を含めた連携強化に取り組んでいます。

大規模災害時には、防災関係機関だけでは対応が困難となることも想定されるため、民間企業等と災害支援協定も締結しています。

課 題

- 大規模災害時の災害応急対策及び広域応援体制の充実強化が必要です。
- 大規模災害時の長期化する活動に備え、食料、燃料、資機材等の備蓄品の計画的な更新整備が必要です。
- 地域防災計画※²⁵に基づき、構成市との連携強化を図り、併せて、県、近隣消防本部、消防団等の防災関係機関との広域的な連携強化が必要です。

主なとりくみ

211

災害応急対応の整備

- 緊急消防援助隊※²⁶の応援部隊が円滑な活動ができるよう受援体制及び災害情報の共有体制の強化を図ります。
- 緊急消防援助隊に必要となる装備や資機材を計画的に更新し、広域応援活動の強化を図ります。
- 構成市、消防団などの防災関係機関と大規模災害被災時に迅速かつ的確な対応ができるよう連携強化を進めます。

施策の目標

(単位:回)

項 目	内 容	基準値	目標値	
		R5 年度	R11 年度	R16 年度
防災関係機関との連携強化	目標値は、「関係機関と連携した大規模震災対応合同訓練等の実施回数」で、合同訓練を行い、防災関係機関との連携強化を図るものです。	4	5	5

説明：この施策の目標における「大規模震災対応合同訓練等」とは、九都県市合同防災訓練、埼玉県特別機動援助隊合同訓練、緊急消防援助隊に係る合同訓練などの震災対応に関する訓練を示します。

また、これらの訓練のほかに、消防組合が主催・計画する大規模災害対応訓練を関係機関と連携し実施します。

基準値は、上記に示す関係機関と連携した合同訓練の実施回数を示しています。



九都県市合同防災訓練の様子



緊急消防援助隊集結訓練の様子

第3章 予防行政の推進

火災の発生や火災による人的・物的被害を低減するために、市民に対する効果的な火災予防の普及啓発を推進し、防火意識の高揚を図るとともに、不特定多数の人が利用する防火対象物^{※27}や危険物施設等における火災予防対策を推進します。

第1節

火災予防対策の推進

現 状

全国における住宅火災による年齢階層別死者数は、65歳以上の高齢者が占める割合が約8割と高水準で推移している状況であり、更なる高齢化の進展が見込まれる中で、住宅火災による高齢者の死者数の割合は今後増加していくことが予想されます。

火災の出火原因は、放火（疑いを含む。）によるものが依然として最も多く、近年では電気製品に起因する電気火災事案が増加傾向にあります。また、建物火災の火元建物を用途別にみると住宅火災が最も多く、構造別にみると、木造建物が最も多い状況です。

一方、通年行っている防火対象物への立入検査等では、消防用設備等の維持管理上の不備などの消防法令違反が認められ、その違反の重大性を踏まえ、消防法令違反のある防火対象物へ違反処理を実施しています。

課 題

- 住宅における効果的な防火対策を高齢者や高齢者家族が自ら行えるよう必要な情報を提供することが必要です。
- 自動車や電気製品など身近な製品の性能が高度化しており、類似火災を防止するには火災原因の特定は不可欠であり、火災調査技術の充実強化を図ることが必要です。
- 立入検査等により判明した消防法令違反のうち、火災発生時に人命危険が高い消防法令違反については、重点的に違反処理を行うことが必要です。

主なとりくみ

311

火災予防の推進

- 住宅防火対策として、住宅用火災警報器の普及や維持管理、感震ブレーカーの設置促進など、高齢者に対する広報活動を積極的に実施し、住宅火災における死傷者や建物被害の低減に向けた対策に取り組めます。
- 火災調査研修の実施や火災調査体制を強化するなど、火災原因究明能力や鑑識技術の向上を図り、火災原因究明率を上げ、類似火災の防止に取り組めます。

312

防火対象物の査察※²⁸・違反是正の推進

- 防火対象物に設置されている消防用設備等の機能が火災発生時に発揮できるよう、消防用設備等点検報告制度を関係者に周知徹底し、定期的な点検の実施と結果報告の向上を図ります。
- 計画的に立入検査を実施し、火災発生時に人命危険が高い消防法令違反が判明した際には、重点的に違反処理を実施し早期是正を図ります。

施策の目標

(単位:件／万人)

項 目	内 容	基準値	目標値	
出火率	出火率とは、「人口1万人当たりの出火件数」で、火災予防対策を推進し、基準値の維持を目指すものです。	5年平均	R11年度	R16年度
		2.2	2.2	2.2

説明：基準値は、令和元年から令和5年までの5年間における管内での出火率を示しています。



火災原因調査の様子

出火率の推移		
消防組合	令和元年	2.3
	令和2年	2.2
	令和3年	2.2
	令和4年	1.9
	令和5年	2.3
	5年平均(R1～R5)	<u>2.2</u>
全国	5年平均(R1～R5)	<u>2.9</u>

第4章 消防施設の整備

災害対策の活動拠点となる消防施設の機能維持のため、「公共施設等総合管理計画」に基づき、施設の長寿命化及び機能維持に取り組んでいきます。

第1節 消防施設の長寿命化

現 状

消防組合は、1局5署14分署で、計20の庁舎を所有・管理しており、災害拠点施設としての機能を十分発揮するため、「施設整備計画」に基づき、緊急度や重要度に応じて適切な改修や修繕を実施しています。

一方で、施設の半数は建設から30年以上が経過していることから、突発的な不具合を想定し、あらかじめ最適な処置を施しながら、施設の長寿命化を図っています。

今後、約20年後を中心に老朽化した施設の更新整備時期が集中することから、計画性のある予防保全^{※29}に努めることで耐用年数による更新整備周期の延長に取り組んでいます。また、隊員の現場活動感覚と部隊活動の連携強化のため、訓練施設の整備・管理を行っています。

課 題

- 消防庁舎は災害対応の拠点として、市民の安全確保を第一とした施設の機能維持が必要です。
- 計画的かつ効率的な施設の維持管理を行い、突発的な大規模修繕による費用の抑制が必要です。
- 環境に配慮した庁舎に向け、温室効果ガス^{※30}排出削減に向けた取組の計画的な推進が必要です。

主なとりくみ

411

消防施設の適正管理

- 多額の費用を必要とする消防施設の整備については、施設整備計画に基づき、緊急度や重要度に応じた予防保全を行い、機能維持と長寿命化に取り組めます。
- 施設の状態を正確に把握し、施設整備計画に反映させることで、整備に要する経費の平準化を図り単年度の財政負担を軽減します。
- 温室効果ガス排出削減に関する計画を策定し、エネルギー効率の向上とコストの最適化を図ります。

施策の目標

(単位: %)

項 目	内 容	基準値	目標値	
		—	R11 年度	R16 年度
消防施設の整備	目標値は、「消防施設整備計画の進捗率」で、計画的に整備・改修し、消防施設の長寿命化を図るものです。	100	50	100
		(29 件)	(15 件)	(29 件)

説明：基準値は、令和7年度から令和16年度までの施設整備計画件数（29件）を100%としています。

目標値は、各年度までの整備進捗率を示し、目標値の（ ）は、各年度までの延べ整備件数を示しています。



消防訓練センター
(飯能日高消防署内)



職員による施設の目視点検の様子

第5章 組織運営の充実強化

安定した組織運営を推進するため、職員的能力開発に努めるとともに、その能力が十分に発揮できる職場環境を整備し、組織全体の業務水準の充実強化に努めます。

第1節

組織力の強化

現 状

第1次総合計画では、「自主的・自律的な組織体制の確立」を目標に掲げ、課題と改善を意識した組織運営により、自律性のある組織体制を整備してきました。また、人材育成の目標とした「自律型職員の育成」では、計画的な職員採用や研修体制の推進により、自ら学び、考え、行動できる職員を育成し、人材面から見た消防力の向上を図っています。

一方で、消防組合は、独立の法人格を持つ特別地方公共団体^{※31}として固有の議会や執行機関を持っていることから、構成市から専門的知識を持つ職員の派遣を受け、安定的な行政運営を維持するとともに、行政事務を司る職員の育成を行っています。

課 題

- 管内の人口動態、消防救急需要等を踏まえ、新規採用職員の安定的・計画的な確保と人事の新陳代謝が必要です。
- 社会情勢を踏まえ、組合行政の合理化及び効率化が必要です。
- 定年引上げとなった職員の職域を確保するとともに、その経験や知識が若手職員に伝承される組織体制の醸成など、全ての職員が能力を最大限に発揮し働き続けることができる職場環境の整備が必要です。
- 特別地方公共団体として、経営的視点を持ち、政策・法務能力の高いリーダーとなれる職員の育成が必要です。
- 職員が多種多様な職務経験を通じて幅広い知識を習得し、組織全体の業務水準を維持・強化していくため、キャリアステージ^{※32}を踏まえた適切なジョブローテーション^{※33}の活用が必要です。

主なとりくみ

511

業務執行体制の整備

- 社会環境が変化する中、安定的に消防行政を運営するため、限られた人材を適材適所に配置し、組織力の向上に取り組みます。
- DX※^{3 4}の推進により、デジタル人材を育成するとともに、事務の効率化に取り組みます。
- 定年引上げ、女性活躍の推進、働き方改革などを考慮し、職員一人一人が働きやすい業務執行体制を整備します。

512

人材育成の推進

- 人材こそが最も重要な経営資源であるとの認識に立ち、人材育成基本方針に基づき、将来を見据えた組織を牽引できるリーダー職員を育成するとともに、全職員がその職務等に応じた能力を最大限発揮できる研修体制の充実に取り組みます。
- 世代間における知識や技術が円滑に伝承できるよう、効果的な組織内教育体制の整備と、職員が学びやすい職場環境を構築します。

施策の目標

(単位: %)

項 目	内 容	基準値	目標値	
人材育成	目標値は、「職員研修計画の進捗率」で、計画的に研修等へ派遣し、職員の育成による組織力の強化を図るものです。	—	R11 年度	R16 年度
		100 (1,900 人)	50 (950 人)	100 (1,900 人)

説明：基準値は、令和4年度から令和6年度までの間で教育機関派遣研修に派遣した職員数を基に、今後10年間の派遣職員数を算定しています。

目標値は、各年度までの研修派遣進捗率を示し、目標値の（ ）は、各年度までの延べ人数を示しています。



埼玉県消防学校初任教育の様子



職場内研修の様子

第2節

健全な財政運営の推進

現 状

消防組合は、構成市からの負担金を主な財源とする組織であり、消防指令センターの共同運用をはじめ、事業や予算の集約化を図るなど消防行財政の合理化及び効率化を推進しています。

また、限られた経営資源の中で、あらゆる災害に対応できる消防体制を整備するため、消防・救急需要を的確に把握し、毎年度、重点事業を選定した中で、適正な予算配分に努めています。

第1次総合計画期間では、耐震補強の観点から庁舎の建て替えや部分解体などの施設整備を進めてきましたが、広域化以前から使用する消防庁舎や施設の老朽化により、修繕費や維持管理費が増加傾向にあります。

こうした状況の中で、地域住民に求められる消防・救急需要の変化に注視しながら、実情に合った消防行政サービスを提供すべく、効率的かつ効果的な財政運営に取り組んでいます。

課 題

- 消防・救急需要の動向と各事務事業の重要度や優先度を踏まえ、限られた予算の適正配分が必要です。
- 人事院勧告※³⁵や定年引上げによる人件費増加への影響を考慮し、総合的な財政負担の平準化が必要です。
- 消防施設の整備などの多額の費用が発生する事業は、中長期的なコストを考慮した事業費の調整が必要です。
- 構成市からの負担金をできる限り抑制するため、地方財政措置等を活用した財政運営が必要です。



入間消防署配置の救助工作車
(防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金を活用)



飯能日高消防署の自家給油施設
(緊急防災減災事業債を活用)

主なとりくみ

521

計画的財政運営の推進

- 長期財政計画を踏まえた財政運営を進めます。
- 行政評価システムを活用したPDCAサイクルによる事務事業の進行管理を継続的に行います。
- 市民に分かりやすく財政事情を発信し、財務事務の透明性を確保します。
- 補助金、交付税措置等を積極的に活用します。
- 契約及び会計事務を適正に執行します。

施策の目標

(単位:円)

項 目	内 容	基準値	目標値	
財政の健全化	目標値は、「長期財政計画を踏まえた管内人口1人当たりの消防費」で、人口動態や市民ニーズを踏まえた予算を配分し、健全な財政運営を推進するものです。	5年平均	R11年度	R16年度
		13,506	14,500	14,900

説明：基準値は、令和2年度から令和6年度までの5年間ににおける管内人口1人当たりの消防費を鑑み算定しています。

目標値は、消防組合の長期財政計画の常備消防費、構成市の非常備消防費等の平均額（過去5年）を基に算出しています。

人口一人当たりの 消防費の推移		
消 防 組 合	令和2年	13,726
	令和3年	13,385
	令和4年	13,457
	令和5年	13,377
	令和6年	13,584
	5年平均 (R2～R6)	<u>13,506</u>
全国	5年平均 (H29～R3)	<u>16,080</u>

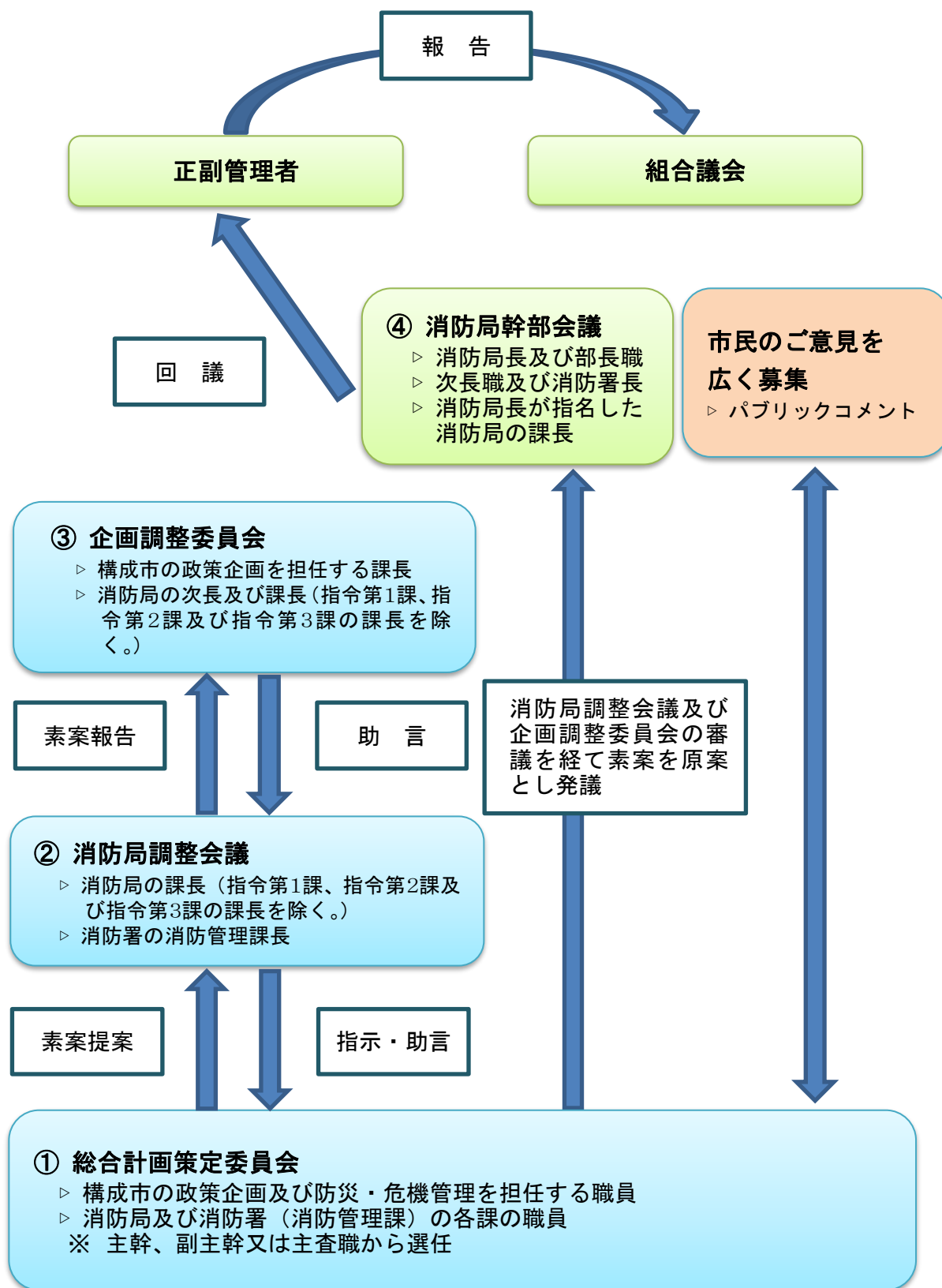
用語の説明

- | | | |
|-----|-------------------|---|
| ※1 | 一部事務組合 | 2つ以上の地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体のこと。 |
| ※2 | 政令指定都市 | 地方自治法で「政令で指定する人口50万以上の市」と規定されている都市のこと。 |
| ※3 | 生産年齢人口 | 年齢別人口のうち、労働力の中心となる15歳以上65歳未満の人口層のこと。 |
| ※4 | 行政評価 | 消防組合が実施する施策及び事務事業を評価し、その結果を次年度以降の行政運営に反映させること及び市民への説明責任や消防行政の透明性を確保するためのもの。 |
| ※5 | 埼玉県の市町村別将来人口推計ツール | 埼玉県が作成し、県ホームページで公表している将来人口推計ツールのこと。 |
| ※6 | 定年引上げ | 定年年齢を65歳とする制度のこと。
なお、令和5年度から同13年度までにおいて、旧定年年齢（60歳）から2年に1歳ずつ段階的に引き上げる経過措置が設けられている。 |
| ※7 | 暫定再任用職員 | 定年年齢が段階的に引き上げられる令和13年度末までの経過措置期間において、65歳まで再任用ができるよう、旧再任用制度と同様の制度により任用する職員のこと。 |
| ※8 | パンデミック | 多くの感染者を発生させる感染症の世界的な流行のこと。 |
| ※9 | 首都直下地震 | 東京圏（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県）の区域並びに茨城県の区域のうち国が定める区域をいう。）及びその周辺の地域における地殻の境界又はその内部を震源とする大規模な地震のこと。 |
| ※10 | 南海トラフ地震 | 日本列島の太平洋沖、静岡県駿河湾から九州東方沖まで続く「南海トラフ」沿いの広い震源域で連動して起こると警戒されている巨大地震のこと。 |
| ※11 | 政策・法務能力 | 自ら法令を解釈・運用し、条例を立案するなど、自らの戦略に基づいて法務行政を行い、自治体職員が自らの価値と判断に基づいて行政実務を推進していくための能力のこと。 |
| ※12 | キャリアパス | 職員が希望するポストや職務に就くために、どのような経験・スキルを身につければよいのか、目標設定をしやすくすることを目的に示される道筋のこと。 |
| ※13 | 消防白書 | 消防防災政策や災害統計などが掲載された、総務省消防庁が毎年刊行している報告書のこと。 |
| ※14 | 救命率 | 「心肺機能停止傷病者」の1か月後の生存率及び社会復帰率を、ある一定の条件をもとに数値化したもの。 |

※15	メディカルコントロール体制	消防機関と医療機関との連携によって救急隊が医師に指示、指導、助言を要請することができ、実施した救急活動の医学的判断、処置の適切性について医師による事後検証が行われる体制のこと。 また、その結果が再教育に活用され、救急救命士の再教育として定期的に医療機関において病院実習が行われる。
※16	高規格救急自動車	救急救命士による高度な処置が行える資機材を装備した救急車のこと。
※17	指導救命士	救急業務全般の質を向上させることを目的に、救急救命士や救急隊員の指導・教育の役割を担う救急救命士のこと。
※18	救急キャンペーン	応急手当の普及啓発と救急車の適正利用を促進し、救急業務に対する理解を深めることを目的とした広報活動のこと。
※19	心原性	心臓の疾病が原因で起こる症状のこと。
※20	高機能消防指令システム	119番通報の受付、災害通報の覚知、出動車両の自動編成、出動指令、現場作戦支援を統括する高度にIT化された、管内人口40万人以上に対応できるシステムのこと。
※21	NET119	音声による119番通報が困難な聴覚・言語機能障害者が、スマートフォンやインターネット機能を利用して、円滑に消防への通報を行えるようにするシステムのこと。
※22	FAX119	音声による119番通報が困難な聴覚・言語機能障害者が、ファックスを利用して円滑に消防への通報を行えるようにするシステムのこと。
※23	口頭指導	指令管制員が、救急車の出動要請を受けた際、通報内容から傷病者への応急手当が必要と判断した場合に、救急隊が到着するまでの間、通報者に対して胸骨圧迫などの応急手当を指導すること。
※24	Live119	スマートフォンから119番通報をする際に動画撮影を行い、通信指令センターに送信することで、より正確な情報を伝えることができる映像通報システムのこと。
※25	地域防災計画	災害対策基本法に基づき、各地方自治体（都道府県や市町村）が、防災のために処理すべき業務などを具体的に定めた計画のこと。
※26	緊急消防援助隊	阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、大規模災害等において被災した都道府県内の消防力では対応が困難な場合に、国家的観点から人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施し得るよう、全国の消防機関相互による援助体制を構築するため、平成7年6月に創設された部隊の総称のこと。
※27	防火対象物	火災予防の対象となる建築物や車両、船舶、山林などのこと。

- ※28 査察 火災を未然に防止し、火災による被害の軽減を図るために、消防職員が関係のある場所に立ち入り、検査し、質問し、報告を求め、あるいは資料の提出を命じ、判明した消防法令違反等について、その是正を促すこと。
- ※29 予防保全 不具合が軽微なうちに予防的なメンテナンスを繰り返すことでインフラの寿命を延ばす考え方・手法のこと。
- ※30 温室効果ガス 地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす気体のこと。
二酸化炭素やメタンなどが該当する。
- ※31 特別地方公共団体 都道府県・市町村などの普通地方公共団体に対し、組織・事務・権能などが特別の性格をもつ地方公共団体のこと。
- ※32 キャリアステージ 組織内における、業務の役割分担等を段階的に示したもので、経験や役割に応じて区分すること。
- ※33 ジョブローテーション 職員の能力開発やモチベーションの維持等を目的として、多くの業務を経験させるために定期的に異動させる制度のこと。
- ※34 D X デジタルトランスフォーメーション (Digital Transformation) の略。
行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、市民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術や AI 等の活用により業務の効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上につなげていくこと。
- ※35 人事院勧告 公務員の労働基本権制約の代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保するとともに、常勤の国家公務員の給与水準を常勤の民間企業従業員の給与水準と均衡させることを目的とした勧告のこと。

計画策定体制



1 総合計画策定委員会

(1) 設 置

埼玉西部消防組合総合計画策定委員会設置要綱に基づき設置

(2) 組 織（委員 23 名）

- ① 構成市の政策企画を担当する職員
- ② 構成市の防災・危機管理を担当する職員
- ③ 消防局及び消防署（消防管理課）の各課の職員

※ 主幹、副主幹又は主査職から選任

(3) 事 務

- ① 総合計画基本計画及び実施計画の素案を策定し、消防局調整会議に提案します。なお、素案が策定される過程においても適宜、消防局調整会議に策定状況を報告します。
- ② 消防局調整会議からの素案見直し等の指示・助言を受け、素案を修正します。
- ③ 消防局調整会議及び企画調整委員会の審議を経て、素案を原案とし発議します。

2 消防局調整会議

(1) 設 置

埼玉西部消防組合会議規程に基づき設置

(2) 組 織（13 名）

- ① 消防局の課長（指令第1課、指令第2課及び指令第3課の課長を除く。）
- ② 消防署の消防管理課長

(3) 事 務

- ① 総合計画策定委員会から提案された総合計画基本計画及び実施計画の素案について審議し、必要に応じて素案の見直し等の指示・助言を行います。
- ② 総合計画策定委員会から提案された素案を確認し、企画調整委員会に報告します。
- ③ 企画調整委員会に報告した素案について、見直し等の助言を受けたときは、消防局調整会議に諮り素案の見直しについて協議します。

3 企画調整委員会

(1) 設 置

埼玉西部消防組合企画調整委員会規約に基づき設置

(2) 組 織（14 名）

- ① 構成市の政策企画を担当する課長
- ② 消防局の次長及び課長（指令第1課、指令第2課及び指令第3課の課長を除く。）

(3) 事 務

- ① 消防局調整会議から報告された総合計画基本計画及び実施計画の素案について審議し、必要に応じて素案の見直し等の助言を行います。
- ② 策定過程において消防局調整会議からの状況報告を受け、それに対する助言を行います。

4 消防局幹部会議

(1) 設 置

埼玉西部消防組合会議規程に基づき設置

(2) 組 織（１７名）

- ① 消防局長及び部長職
- ② 次長職及び消防署長
- ③ 消防局長が指名した消防局の課長

(3) 事 務

消防局調整会議及び企画調整委員会の審議を経て、総合計画策定委員会から発議された総合計画基本計画及び実施計画の原案について、消防局内部の最終確認を行います。

5 パブリックコメント

総合計画基本計画案を公表し、広く市民等からの意見を募集します。

6 策定経過

年月日	会議・委員会等	内 容
R5. 5. 8～ R5. 5. 12	企画調整委員会	総合計画策定委員会設置要綱(案)の承認
R5. 5. 19	消防局長決裁	総合計画策定委員会設置要綱の制定
R5. 8. 9	総合計画策定委員会(第1回局内)	総合計画策定方針(案)の作成
R5. 9. 4	総合計画策定委員会(第2回局内)	総合計画策定方針(案)の作成
R5. 9. 20	総合計画策定委員会(第1回全体)	総合計画策定方針(案)の作成
R5. 10. 25～ R5. 11. 1	総合計画策定委員会(第2回全体・書面)	総合計画策定方針(案)の確認
R5. 11. 10	消防局調整会議	総合計画策定方針(案)の承認
R5. 11. 22～ R5. 11. 30	企画調整委員会(書面)	総合計画策定方針(案)の確認
R5. 12. 5～ R5. 12. 13	企画調整委員会(書面)	総合計画策定方針(案)の承認
R6. 2. 7	総合計画策定委員会(第3回局内)	計画目標及び施策の検討
R6. 3. 8	総合計画策定委員会(第4回局内)	計画目標及び施策の検討
R6. 5. 10	消防局幹部会議	総合計画策定方針(案)の承認
R6. 6. 4	正副管理者会議	総合計画策定方針(案)の承認
R6. 6. 7	消防局長決裁	総合計画策定方針の制定
R6. 7. 17	総合計画策定委員会(第5回局内)	計画目標及び施策の検討
R6. 7. 19	消防組合議会(全員協議会)	総合計画策定方針の報告
R6. 8. 6	総合計画策定委員会(第3回全体)	計画目標及び施策の確認
R6. 8. 8	消防局調整会議	計画目標及び施策の承認
R6. 8. 26	総合計画策定委員会(第6回局内)	総合計画基本計画(案)の作成
R6. 9. 19	総合計画策定委員会(第7回局内)	総合計画基本計画(案)の作成
R6. 10. 28	総合計画策定委員会(第4回全体)	総合計画基本計画(案)の承認
R6. 11. 6	消防局調整会議	総合計画基本計画(案)の承認
R6. 11. 11	企画調整委員会	総合計画基本計画(案)の承認
R6. 11. 18～ R6. 12. 2	パブリックコメント手続実施	市民等からの意見なし
R6. 12. 12	消防局幹部会議	総合計画基本計画(案)の承認
R6. 12. 17～ R6. 12. 24	正副管理者会議(回議)	総合計画基本計画の承認
R7. 1. 14	消防組合議会(全員協議会)	総合計画基本計画の報告

※ 総合計画策定委員会(局内)は、消防職員のみで策定委員会を開催したものです。

第 2 次 埼 玉 西 部 消 防 組 合 総 合 計 画

令和 7 年度～令和 1 6 年度 (2025～2034)

令和 7 年 4 月 1 日 施 行

発行・編集 埼玉西部消防局 企画総務部企画財政課
〒359-1118 所沢市けやき台一丁目13番地の11
電 話 : 04 (2929) 9132
FAX : 04 (2929) 9127
E-mail : kikaku@saisei119.jp



守れ 我がまち 地域に確かな安心を！
第2次埼玉西部消防組合総合計画